

商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託 仕様書

1. 件名

商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託

2. 目的

商店街等にある地域資源を集客コンテンツとして造成し、市内外に広く発信することで、商店街等への誘客及び消費拡大につなげる。

3. 履行場所及び履行期間

履行場所：松山市商業振興対策事業委員長の指示する場所

履行期間：契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容

以下は、本事業における最低限の仕様を示したものであり、内容の詳細については、企画提案の内容を基に、松山市商業振興対策事業委員会（以下「委員会」という。）と受託者で協議し、調整することとする。

（1）商店街等の地域資源発掘（調査・分析）業務

商店街及びその周辺エリアの集客コンテンツになりうる地域資源を商店街や地域の団体等と連携して発掘すること。

ア．商店街等にある地域資源への魅力や関心等を調査・分析し、集客コンテンツとなりうる地域資源を発掘すること。

イ．地域資源の発掘は、商店街関係者、地域団体・住民、学生、まちづくりや観光の専門家などと連携すること。

ウ．対象商店街等から回遊を促す周辺エリアについても発掘の対象とすること。

エ．地域資源を発掘する対象の商店街・エリア等については、委員会と協議の上、決定すること。

（2）集客コンテンツ造成業務

発掘した地域資源をブラッシュアップし、集客コンテンツとして造成すること。

ア．発掘した地域資源等を、まちづくりや観光の専門家などのアドバイスをもとに、その魅力を磨き上げ、市内外の来街者を集客できるコンテンツとして造成すること。

イ．集客コンテンツの造成には、商店街関係者や地域団体等のステークホルダーとの連携を図ること。

ウ．造成する集客コンテンツは十分に新規性のあるものとし、単なる既存コンテンツのバージョンアップ等に止めないこと。

(3) イベント・ツアー等造成業務

集客コンテンツを活用したイベントやツアー等を造成すること。

- ア. 集客コンテンツを活用し、ターゲットを明確にした効果的なイベントやツアー等を造成すること。
- イ. イベントやツアー等を造成するには、まちづくりや観光の専門家等の助言を適宜受けること。
- ウ. イベントやツアー等の造成にあたっては、イベントの試行実施やモニターツアー・テストセールスなどを行い、より集客が見込める魅力的な形にブラッシュアップを行うこと。
- エ. 造成する集客コンテンツ及びイベント・ツアー等は、概ね2コンテンツ以上とすること。また、一過性のイベント等ではなく、将来にわたり持続可能な運営ができるようなイベント・ツアー等として造成すること。
- オ. 将来に渡り持続可能な運営ができるよう、造成したイベントやツアー等についての実施ノウハウに関するマニュアル等を作成すること。
- カ. イベントやツアー等の造成にあたっては、旅行業法等の関係法令等を遵守し、適切に実施すること。

(4) 受け入れ体制構築業務

集客コンテンツのブラッシュアップを行う商店街等受入団体や個店等に対し、受け入れ体制構築のための取組を実施すること。

- ア. 集客コンテンツのイベントやツアー等の開催に関する関係者（商店街や個店等）に対して、来街者を受け入れるためのセミナー等を開催すること。
- イ. イベントの試行実施やモニターツアー・テストセールス等の際も関係者の伴走支援を行うこと。
- ウ. その他必要に応じた取組を実施すること。

(5) 情報発信・プロモーション業務

集客コンテンツとして効果的な情報発信を行えるよう、発信手段やターゲット等を検討し、情報発信すること。

- ア. 集客コンテンツ情報やイベント・ツアー情報等について、関係者（商店街や個店等）の有するホームページやSNSで積極的に発信するとともに、松山市や松山市商店街連盟のホームページ等での発信に協力すること。
- イ. 集客コンテンツに関する商店街や周辺エリアのマップなど、集客を促進するための必要な広報ツールなどを作成すること。
- ウ. SNS アカウントを作成し、随時情報発信を行うこと。
- エ. インターネット、またはインターネット上のコンテンツを活用し、随時情報発信を行うこと。

(6) データ管理業務

- ア. 業務に伴い収集したデータの適正な管理をすること。
- イ. 集客コンテンツ造成に必要なデータの作成すること。
- ウ. 個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- エ. 収集、作成するデータについては、事前に委員会と協議すること。
- オ. 各種データについては、随時、委員会に報告すること。

(7) その他業務

- ア. 本業務を統括する事務局を開設すること。
- イ. 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- ウ. 事務局は事業全体のスケジュールの進捗を管理し、適切に事業を進捗すること。
- エ. 事務局は商店街や個店等など関係者との連絡調整を行うこと。
- オ. 事務局は委員会との連携を密にすること。
- カ. その他事務局運営に必要な業務を行うこと。

5. 業務の実施方法

(1) 業務の実施体制

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、委員会の承認を受けるものとする。また、業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに委員会に報告するものとする。

- ①業務内容
- ②業務詳細工程表
- ③業務実施体制及び組織図
- ④総括責任者、業務責任者及び各業務担当者及びその者の主要業務経歴

(2) 業務に関する打合せ

契約締結後、ただちに本業務に必要な情報等について、打合せを開始する。業務に関する打合せは適宜実施するものとし、議事録は受託者が作成し、速やかに提出すること。

本業務は関係者が多数に渡ることが想定されるため、綿密に打合せを行い、進捗に応じてその都度、必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

6. 成果物

受託者は、次の成果物を委員会へ提出すること。また、業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに委員会が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(1) 事業報告書：紙媒体1部、電子媒体1部

(2) 情報発信・プロモーション業務で作成した各種広告物等：紙媒体1部

7. 一括委任又は一括下請けの禁止等

受託者は、本事業の全部又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ、委員会の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

8. 調査等

委員会は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

9. その他

(1) 法令等の順守について

本業務を実施するに当たり、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法等の関係法令のほか、条例、規則等を遵守すること。

(2) 守秘義務等について

受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「セキュリティ要求事項」を遵守しなければならない。また、本事業上で取引を行う事業者等の協力者に対しても、情報セキュリティについての徹底を促すこと。

(4) 著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は委員会及びその指定する者の必要な範囲で委員会及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(5) その他留意事項について

- ①受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。
- ②本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度委員会と協議を行い、指示に従うこと。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(管理体制等の事前通知)

第3 乙は、この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし、その管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、甲に、あらかじめ、通知するものとする。なお、変更する場合も、同様とする。

(従事者への周知)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、

又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第12 乙は、甲に対し、この契約の遵守状況について甲が指示する頻度で定期的に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第14 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地検査)

第15 甲は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙における事務の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況を年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(勧告)

第16 甲は、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(再委託の制限)

第17 乙は、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、やむを得ず第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし、乙はそのためにより必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において、甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先に対し、第15に規定する措置を実施するものとし、再委託先はこれに協力しなければならない。

4 甲又は乙は、再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、再委託先に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は実施機関を、乙は受託者をいう。

2 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

セキュリティ要求事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約を遂行するにあたっては、「松山市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）」を遵守するとともに、以下の事項について適正に取り扱わなければならない。

(外部委託のアクセス)

第2 乙は、本市の情報、情報システム及び情報処理施設に委託業者がアクセス等する場合は、事前に方法等を報告し、甲の承認を得なければならない。ただし、甲は、必要に応じて本市の情報、情報システム及び情報処理施設へのアクセス等の停止または方法等の変更を求めることができるものとする。

(必要事項)

第3 乙は、この契約を遂行するにあたり、必要に応じて次の事項を考慮しなければならない。

- ①業務の実施にあたっては、乙の職員等が関連法令、規制に違反した場合は、当該従事職員、責任者、データ保護管理責任者及び乙が連帯して責任を負うものとする。
- ②乙は、本市の重要な情報資産へのアクセス及び使用を許可する情報資産等を許可された者のみに制限するための物理的、論理的な管理対策等を講じなければならない。
- ③乙は、乙の所有するハードウェアまたはソフトウェアを甲の所有する装置及び設備で使用する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- ④甲は、業務上必要な場合には、乙及び乙の再委託事業者に対して監査することができる。ただし、この場合において、甲は、監査の結果を乙に通知するものとする。
- ⑤乙は、この業務の実施にあたり、コンピュータウィルス及び不正ソフトウェアからの保護を確実にするための安全管理対策等の措置を講じなければならない。
- ⑥乙は、この業務の実施にあたり、ハードウェアやソフトウェアの取り付け・導入・保守に際し、事前に甲の承諾を得るとともに、適正な管理対策及び安全性等の措置を講じなければならない。
- ⑦乙は、業務上必要に応じて、知的財産権及び著作権の保護等に努めるとともに、適正な管理対策等の措置を講じなければならない。

(事故等報告義務)

第4 乙は、このセキュリティ要求事項に違反及び事故等に関する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に通知するとともに原因並びに被害を調査し、報告しなければならない。

(要求事項に定めのない事項)

第5 乙は、このセキュリティ要求事項に定めのない事項において疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。